7 通所型サービス A (緩和した基準)

①サービスの内容

ミニデイサービスや運動・レクリエーション活動など、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を行います。従前の介護予防通所介護を基に、「入浴、排せつ、食事等の介助を行わずに、介護予防プログラムを実施すること」や「利用者の外出、他者との交流の機会を継続的に支援し、社会参加を促すこと」で利用者の心身機能の維持向上を図ることを目的とした事業展開をします。

②対象者とサービス提供の考え方

要支援者等であって、利用者の状態を踏まえて、多様なサービスの利用が必要と判断される場合に対象となります。

③実施方法

事業所指定方式により、指定を受けた事業所がサービス提供します。 サービスを利用する際に実施する介護予防ケアマネジメントは、介護予防ケ アマネジメント I です。

④事業所の基準

サービス提供事業者は、以下の基準を**遵守してください。** (「努めます」の記載以外は、「実施義務」があります。)

(1) 必ず遵守すべき基準(全国一律の基準)

- ・従事者の清潔保持と健康状態の管理のための対策を講じてください。
- ・従事者又は従事者だった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者やその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。
- ・利用者へのサービス提供時に事故が発生した場合は、次の措置を講じなけれ

ばならず、またその実施方法を定めておいてください。

イ:利用者の家族や、介護予防支援・第一号介護予防支援事業に関する援助 を行う地域包括支援センター等に連絡を行う等の必要な措置。

口:事故の状況・採った処置についての記録。

ハ:賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

・事業の廃止・休止をしようとするときは、その廃止・休止の日の1月前まで に、市に届出をしてください。

(2) 人員の基準 (上尾市の基準)

- ・専従の管理者を1以上配置すること
- ・常勤かつ専従の介護職員(介護福祉士、介護職員初任者研修・介護入門的研修修了者、通所介護事業所にて1年以上の勤務経験がある)を1以上配置すること
- ・利用者 15 人(前3月の平均値、新規指定の場合は推定値)までは専従の従事者1人、15 人を超える利用者1人につき専従の従事者を 0.1 人配置すること。
- ・管理者の責務

管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行ない、従業者に必要な指揮命令を行うものとします。業務に支障が無い場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能です。

※令和3年4月から人員基準において看護師は任意配置になりました。

(3) 設備の基準(上尾市の基準)

- 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画が必要です
- ・事業の運営に必要な設備、備品が必要です。 ※概ね、利用定員×3㎡以上の面積を確保してください。

(4) 運営の基準(従前の予防給付と同様の基準)

内容及び手続きの説明及び同意

以下に示す事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておき、 サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者等に対し、その重要事項に 関する規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始についての利用申込者の同意を得てください。また、事業所の見やすい場所に、これらの文書を掲示してください。

【重要事項】

- (a)事業の目的及び運営の方針
- (b)従業者の職種、員数及び職務の内容
- (c)営業日及び営業時間
- (d)通所型サービスAの利用定員
- (e)通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (f)通常の事業の実施地域
- (g)サービス利用に当たっての留意事項
- (h)緊急時等における対応方法
- (i)非常災害対策
- (j)その他運営に関する重要事項

・重要事項の掲示に代わる方法

重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、事業所の掲示義務に代えることができます。

事業所ごとの勤務体制

利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、通所型サービスA事業所ごとに、従事者の勤務体制を定めておかなければならず、通所型サービスA事業所ごとに、当該通所型サービスA事業所の従事者によって通所型サービスAを提供してください。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。また、従事者の資質の向上のために、研修の機会を確保してください。

ハラスメントの防止

適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範 囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための 方針の明確化等の必要な措置を講じてください。

・定員の遵守

事業所の利用定員を超えてサービスの提供を行ってはなりません。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

• 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及 び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的 に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。

• 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じてください。また、従事 者の清潔保持と良好な健康状態の管理をしてください。

- ・感染症のまん延防止※令和6年3月31日までは努力義務 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講 じてください。
- (a)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会の会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおお むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知 徹底を図ってください。
- (b)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (c)事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための 研修及び訓練を定期的に実施する。

• 秘密保持等

従事者や従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならず、事業者は、秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てください。

• 広告

通所型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはなりません。

・指定介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

指定介護予防支援事業者又は事業所の従事者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

• 苦情処理

提供したサービスに係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、苦 情を受けた場合には、その内容等を記録してください。

提供したサービスに関し、法の規定により市が行う照会等には応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力してください。市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告してください。

提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告してください。

・地域との連携等

サービス提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又はサービス事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員等と連携し、また、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るよう努めてください。

サービスに関する苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めてください。

事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めてください。

事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録してください。また、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ってください。

- ・虐待の防止※令和6年3月31日までは努力義務 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じてくだ さい。
- (a)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ってください。
- (b)事業所における虐待の防止のための指針を整備してください。
- (c)従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施してください。
- (d)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いてください。

・会計の区分

事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分してください。

記録の整備

従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する通 所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録は、その完結の日から2年間 保存してください。

- (a)通所型サービスA計画
- (b)提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (c)市への通知に係る記録
- (d)苦情の内容等の記録
- (e)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ・ 通所型サービスAの基本取扱方針
- (1)利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行ってください。
- (2)自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ってください。
- (3)サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで 自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするも のであることを常に意識してサービスの提供に当たってください。
- (4)利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮してください。

- (5)サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めてください。
- ・ 通所型サービスAの具体的取扱方針
- (1)主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる 等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利 用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行ってください。
- (2)管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成してください。
- (3)管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について 利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。
- (4)管理者は、通所型サービスA計画を作成した際には、当該通所型サービスA計画を利用者に交付してください。
- (5)サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行ってください。
- (6)サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮してください。
- (7)サービスの提供に当たっては、通所型サービスA計画に基づき、利用者が 日常生活を営むことができるよう必要な援助を行ってください。
- (8)従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行ってください。
- (9)サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行ってください。
- (10)従事者は、通所型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、 当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了 するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の 把握(「モニタリング」という。)を行ってください。
- (11)管理者は、モニタリングの結果を記録し、サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者に報告してください。

(12)管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス A計画の変更を行ってください。

⑤単価(基本報酬)

基本報酬の単位数は変更があるため、必ずその時点での報酬額を上尾市ホームページにてご確認ください。

上尾市は6級地のため、1単位=10.27円です。

⑥他のサービスとの並行実施

従前の通所介護相当サービス、通所型サービス C 等のサービスと並行して 実施する場合は、施設基準、人員基準に注意してください。管理者等、兼務が 認められている場合は良いですが、専任の専門職が必要とされている人員は、 「別の部屋で実施」、「部屋をパーテーションで区切って実施」、「別の時間帯に 実施」、「別の曜日に実施」するなど、基準に適合するよう注意してください。